

株 主 各 位

横浜市港北区菊名七丁目3番16号

大井電気株式会社

取締役社長 石 田 甲

第94期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第94期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討願ひまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成30年6月25日（月曜日）午後5時15分までに到着するよう、ご返送下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年6月26日（火曜日）午前10時
2. 場 所 横浜市港北区菊名七丁目3番16号
当社本店会議室
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照下さい。)
3. 会議の目的事項
報告事項 1. 第94期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容報告並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第94期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 株式併合の件
第2号議案 取締役7名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件
第4号議案 補欠監査役3名選任の件
第5号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件
第6号議案 監査役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件
第7号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件
4. インターネット開示についてのご案内
当社は、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、添付書類のうち次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.ooi.co.jp>）に掲載しておりますので、本添付書類には記載していません。
(1) 連結計算書類の「連結注記表」
(2) 計算書類の「個別注記表」

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.ooi.co.jp>）に掲載いたしますのでご了承下さい。

事業報告

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度のわが国経済は、国内政治が不安定な情勢にありますものの、企業の設備投資や雇用環境の改善等を背景に緩やかな回復基調が継続いたしました。

しかしながら、世界経済につきましては、米国新大統領の経済政策による貿易摩擦の懸念等により先行きが不透明な状況にあります。

当社をとりまく市場動向につきましては、主要顧客である電力業界における原子力発電所の稼働停止等による発電コスト増大の影響が依然として継続しており、またここ数年来継続しておりました当社に関連する電力自由化に伴うスマートメーター・スマートグリッド関連機器への投資も一巡しました。

このような事業環境下で、当社の当連結会計年度の売上高につきましては、ネットワーク工事保守事業が前年より持ち直したものの、情報通信機器製造販売事業が前年と比べ大幅に減少したため、238億30百万円（前年同期比8.6%減）となりました。

損益につきましては、ネットワーク工事保守事業において、売上増に伴う利益率の改善や費用改善があったものの、情報通信機器製造販売事業の大幅な規模減に伴う減少があったため、営業利益は60百万円（同77.7%減）、経常利益は1億62百万円（同60.3%減）となりました。以上の損益から独占禁止法関連の特別損失等、計1億62百万円を計上した結果、親会社株主に帰属する当期純損益は1億16百万円の損失（同2億57百万円の減少）となりました。

[情報通信機器製造販売]

スマートメーター・スマートグリッド関連機器が大幅に減少したため、売上高は127億29百万円（前年同期比20.3%減）となり、セグメント利益につきましては売上規模の減少に加え、機種構成変動による材料費率の上昇や不具合対策費用の発生等により3億37百万円の損失（同6億63百万円の減少）となりました。

[ネットワーク工事保守]

電力、キャリア向けの通信機器工事及び通信線路工事について、受注増や一部工事の前倒し等があったため、売上高は111億1百万円（前年同期比9.7%増）となり、セグメント損益につきましては売上規模増加及び工事分野の売上構成の変動に伴う利益改善に加え、改善策を進めておりました材料費及び外注費等の費用の圧縮が効果を上げたことにより、3億75百万円（同4億61百万円の増加）となりました。

(2) 設備投資及び資金調達状況

当連結会計年度中に実施した設備投資は4億32百万円であり、その主なものは、機器の生産増強のための設備や新製品開発用の試験装置等であります。なお、増資や社債発行等による特別な資金調達は行っておりません。

(3) 財産及び損益の状況

区 分 \ 期 別	第91期 (平成27年 3月期)	第92期 (平成28年 3月期)	第93期 (平成29年 3月期)	第94期 (平成30年 3月期)
売上高(千円)	25,292,498	32,631,874	26,077,696	23,830,534
経常利益(千円)	512,229	2,344,161	408,670	162,093
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	128,718	1,336,138	141,933	△116,062
1株当たり 当期純利益(円)	8.77	91.05	9.78	△9.03
総資産(千円)	20,513,700	23,386,102	19,098,435	19,269,273
純資産(千円)	9,324,981	10,176,730	9,809,175	9,994,986

<第91期>

売上高につきましては、情報通信機器製造販売が堅調に推移したため、微増となりました。損益につきましては、ネットワーク工事保守における利益率が悪化したものの、情報通信機器製造販売の利益率向上に伴い改善いたしました。なお、子会社において、有形固定資産の減損損失を特別損失に計上、及び繰延税金資産の取崩しを行ったため、親会社株主に帰属する当期純利益が経常利益に対し大幅に減少する結果となりました。

<第92期>

売上高につきましては、当期4月から開始しました電力小売全面自由化に備えた急速な計画前倒しによる特別需要により情報通信機器製造販売が大幅に増加したため、全体としても大幅に増加いたしました。損益につきましても、売上の規模増に伴い増加しております。

<第93期>

売上高につきましては、数年来継続しておりました電力自由化に伴うスマートメーター・スマートグリッド関連機器への投資が一巡した関係で、情報通信機器製造販売が大幅に減少しました。損益につきましても、売上規模の減少に伴い減少しております。

<第94期>

「1. 企業集団の現況に関する事項 (1) 事業の経過及び成果」に記載しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループの属する情報通信機器業界は、産業の空洞化に伴う国内工業生産の減少などにより、投資は縮小傾向にあるものの、東日本大震災の経験を経て、通信インフラの対災害性強化、エネルギー制約の克服やCO₂削減にも繋がるエネルギー効率化に向けた貢献が期待されております。また、高度な通信インフラの普及とネットワーク接続端末の多様化・高機能化が進み、これらの利活用面での発展による安全・安心・便利な社会を支えるための新規通信需要創出の流れは、今後、ますます進展し、更に通信機器の枠を超えた新しいビジネスモデルも出現してくるものと予想されます。

当社グループといたしましては、こうした環境変化に対応して、安定的な収益基盤の構築を図り、成長分野に向け、引続き以下の具体的施策の展開を推進してまいります。

① 経営戦略

当社グループは、大井電気㈱及びオオイテクノ㈱が主に情報通信機器製造販売事業を、日本フィールド・エンジニアリング㈱及び日本テクニカル・サービス㈱が主にネットワーク工事保守事業を営んでおります。各社の自立経営を基本としつつ、グループ間でのシナジーを発揮することで、グループ全体での事業規模・利益拡大を図ってまいります。

各セグメントの経営戦略は以下のとおりです。

(情報通信機器製造販売)

情報通信機器業界は、事業環境の変化が激しく、特に成長分野においては競争が激化する傾向にあります。将来を見据えた研究開発・人材育成を着実に推進すると共に、コスト競争力の強化に取り組むことで、中長期的な事業規模の拡大・利益成長を目指してまいります。

社会インフラ（電力、鉄道、官公庁、通信キャリアなど）向けの情報通信機器については、基盤事業におけるシェアの拡大を図るとともに、スマートグリッド・スマートメーター関連事業など昨今のエネルギーインフラの多様化・効率化ニーズに対応した事業や、IoT、防災、エネルギーマネジメントシステム関連事業など社会的なニーズの高い新規事業に積極的に取り組んでまいります。

(ネットワーク工事保守)

ネットワーク工事保守業界においては、スマートグリッド関連や防災関連など事業機会自体は拡大の方向にありますが、一方で価格競争は近年益々激化する傾向にあり、価格対応力の強化が大きな課題となっております。

こうした厳しい環境下ではありますが、長年培ってきた、保守・工事におけるノウハウ・技術力を生かし、また価格対応力を強化することで、着実に事業規模の拡大・利益成長を目指して取り組んでまいります。

② 経営体質の強化

当社グループは、電力会社・官公庁等の事業の関係から下半期に売上計上が集中し、また、顧客の調達方針の変化等が業績に与える影響も大きいことから、生産性向上活動の推進や事業性を吟味した設備投資など、収益規模変動に柔軟に対応できる経営体質を確保してまいります。

③ 企業価値向上に向けた取組み

コア技術や将来方向を見据えた人的資源の配置と人材育成に努めるとともに、コンプライアンス、環境等の社会的責任課題に対して、全体最適の観点から企業価値向上に取り組んでまいります。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主な事業内容
日本フィールド・エンジニアリング株式会社	75,000千円	53.18%	電子通信施設、給電施設の工事、通信線路工事及び保守受託業務
日本テクニカル・サービス株式会社	50,000千円	100%	各種電子機器及び通信機器の据付工事並びに保守受託業務及び販売
オオイテクノ株式会社	20,000千円	75%	各種通信機器・電子機器のソフトウェアの開発、設計及び販売
株式会社エヌ・エフ・サービス	10,000千円	(53.18%)	電子通信施設、給電施設の工事・保守受託業務

(注) 株式会社エヌ・エフ・サービスは、日本フィールド・エンジニアリング株式会社が100%の議決権を保有しております。

② 事業年度末日における特定完全子会社の状況

特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(6) 主要な事業内容（平成30年3月31日現在）

当社グループは、以下の製品の製造、販売並びに工事・保守受託業務等を主な事業内容としております。

区分	主な製品
情報通信機器製造販売	光伝送システム、セキュリティ・監視システム、リモート計測・センシングシステム、無線応用システムの関連機器
ネットワーク工事保守	通信設備、光ネットワーク、CATV等の工事・保守

(7) 主要な事業所、工場及び研究所（平成30年3月31日現在）

当 社 本 社 横浜市港北区菊名七丁目3番16号
当 社 支 社 6支社（札幌市・仙台市・名古屋市・吹田市・広島市・福岡市）
当 社 工 場 水沢製作所（奥州市水沢区）
当 社 研 究 所 仙台研究開発センター（仙台市）
子 会 社 日本フィールド・エンジニアリング(株)国内10拠点
日本テクニカル・サービス(株)国内12拠点
オオイテクノ(株)国内2拠点
(株)エヌ・エフ・サービス国内1拠点

(8) 従業員の状況（平成30年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数	前期末比増減
情報通信機器製造販売	493名	5名増
ネットワーク工事保守	526名	10名減
合 計	1,019名	5名減

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数		前期末比増減	平均年令	平均勤続年数
男 子	393名	5名増	45.7才	22.5年
女 子	46名	1名減	43.8才	22.0年
合計又は平均	439名	4名増	45.5才	22.4年

(9) 主要な借入先の状況（平成30年3月31日現在）

借 入 先 名	借 入 金 残 高
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	140,000千円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	130,000千円
株 式 会 社 横 浜 銀 行	130,000千円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	50,000千円

2. 会社の株式に関する事項（平成30年3月31日現在）

- | | |
|--------------|------------------------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 54,800,000株 |
| (2) 発行済株式総数 | 14,700,000株（自己株式 1,847,397株） |
| (3) 株主数 | 1,402名 |
| (4) 大株主の状況 | |

株主名	持株数	持株比率
三菱電機株式会社	2,472千株	19.23%
合同会社 M & S	912千株	7.09%
石田哲爾	562千株	4.37%
大井電気従業員持株会	501千株	3.89%
石田甲	412千株	3.20%
三菱UFJ信託銀行株式会社	300千株	2.33%
松岡国夫	250千株	1.94%
一般財団法人石田實記念財団	222千株	1.72%
石橋健	166千株	1.29%
石田雅子	161千株	1.25%

（注）持株比率は、自己株式（1,847,397株）を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（平成30年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
取締役社長 (代表取締役)	石 田 甲	
常務取締役	田 中 繁 寛	管理統括
常務取締役	長 瀬 平 明	技術・生産統括
常務取締役	渡 邊 恭 行	営業統括
取 締 役	千 葉 敏 幸	S E 本部長
取 締 役	加 藤 一 夫	仙台研究開発センター長
取 締 役	長谷川 博 和	早稲田大学大学院経営管理研究科教授
常勤監査役	佐々木 正 光	
常勤監査役	佐 藤 徹	
監 査 役	若 林 茂 雄	岩田合同法律事務所山根室代表パートナー 新生紙パルプ商事株式会社監査役 株式会社ケーヒン取締役

- (注) 1. 取締役長谷川博和氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。当社は、同氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員として、平成28年6月、同取引所に届け出ております。
2. 監査役佐藤徹氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、当社は、同氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員として、平成26年5月、同取引所に届け出ております。
3. 監査役若林茂雄氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
4. 当事業年度中の取締役、監査役の異動
- ① 監査役津久井則之氏は、平成29年6月28日開催の第93期定時株主総会終結のときをもって辞任いたしました。
- ② 佐々木正光氏は、平成29年6月28日開催の第93期定時株主総会において、新たに監査役に選任され就任いたしました。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

	人 数	報酬等の総額
取 締 役	7名	84,850千円
監 査 役	4名	31,650千円
合 計	11名	116,500千円

(注)①上記支給額には、当事業年度中に役員退職慰労引当金として費用処理した15,385千円を含んでおります。

②上記支給額のうち、社外役員の報酬等の総額は、3名24,970千円でありませぬ。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等との兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

ア. 社外取締役 長谷川博和氏

同氏は、早稲田大学大学院経営管理研究科教授を兼務しております。なお、当社と同氏の兼職先との間には開示すべき関係はありません。

イ. 社外監査役 若林茂雄氏

同氏は、岩田合同法律事務所山根室代表パートナー、新生紙パルプ商事株式会社監査役及び株式会社ケーヒン取締役を兼務しております。

同氏の所属する岩田合同法律事務所山根室は当社との間で顧問契約を締結しております。その他の同氏の兼職先と当社との間には開示すべき関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

ア. 社外取締役 長谷川博和氏

同氏は、当事業年度開催の取締役会の8割に出席し、専門分野で培ってきた豊富な経験・見識から、発言を行っております。

イ. 社外監査役 佐藤徹氏

同氏は、当事業年度開催の取締役会及び監査役会のすべてに出席し、取締役会の意思決定の適正性・妥当性を確保するための質問、助言を行っております。また常勤監査役としての取締役からの聴取、代表取締役との意見交換、事業所・子会社の往査なども行っております。

ウ. 社外監査役 若林茂雄氏

同氏は、当事業年度開催の取締役会及び監査役会それぞれの8割に出席し、弁護士としての専門知識と他の企業での取締役及び監査役として培ってきた豊富な経験・見識から、取締役会の意思決定の適正性・妥当性を確保するための質問・助言を適宜行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役長谷川博和氏及び社外監査役若林茂雄氏との間において、会社法第427条第1項ならびに定款第30条及び第43条の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

会社法第423条第1項の損害賠償責任について、責任の限度額は、法令が規定する額としております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

- | | |
|---------------------------------|----------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 31,200千円 |
| ② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 31,200千円 |

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人から、当年度の事業年度の監査日数、人員配置など監査計画の説明を受け、前年度の実績と評価、当年度の会計監査人の監査の相当性、報酬の前提となる見積もりの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬額について同意いたしました。
2. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、会計監査人の職務の執行に支障がある場合、その他必要があると判断した場合は、監査役会にて審査し、会計監査人の解任または不再任を決定します。解任、不再任とする場合は、その議案を取締役会へ提出し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するために必要な体制

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ア. 取締役は、社会の構成員として求められる倫理観・価値観に基づき誠実に行動し、公正且つ適切な経営の実現のため、当社の経営理念、行動規範、法令遵守に関する規程等に従い、企業倫理の遵守及び浸透を率先垂範して行う。

イ. 取締役は、取締役会規則等に定められた付議事項や報告事項等に関し、取締役社長及び他の取締役の職務執行が適正に行われるよう相互に監督をするものとし、その職務執行状況について、監査役会の定める監督基準及び監査計画に基づく監査役の監査を受ける。

ウ. 取締役社長は、経営理念、行動規範、法令遵守に関する規程等に定めるコンプライアンスの重要性を繰り返し使用人に伝えるとともに、業務執行を担当する取締役に、使用人等に対するコンプライアンス教育・啓発活動を行わせ、各種相談窓口等その他実践的運用の充実を図る。また市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力や団体と一切の関係を遮断し、毅然とした態度で対応する。

エ. 取締役会は、業務執行部門から独立させた監査室による、各部門の業務執行状況の内部監査を定期的かつ必要に応じ実施させ、その結果について取締役社長を通すなどの方法により報告させる。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

ア. 取締役の職務に係る情報は、社内規程に基づき、その重要性に応じて適正かつ確実な保存及び管理を行う。

イ. 取締役は、その職務の執行に係る以下の文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）その他の重要な情報を、文書管理規程等に基づき、それぞれの担当職務に従い適切に保存・管理し、閲覧可能な状態を維持する。

i) 株主総会議事録と関連資料

ii) 取締役会議事録と関連資料

iii) 常務会議事録と関連資料

iv) その他取締役の職務の執行に関する重要な文書等

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ア. 取締役会は、事業に関連する内外のさまざまなリスクに関する規程を定め、リスク管理体制の実践的運用を実施する。

イ. 取締役会は、リスク種別毎の責任部署を定め、全体のリスクを総括的に管理し、リスク管理体制を明確にする。

ウ. 取締役会は、監査室により各部門毎のリスク管理状況の監査を定期的かつ必要に応じ実施させ、その結果について取締役社長を通すなどの方法により報告させる。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ア. 取締役会は、合理的な職務分掌、チェック機能を備えた権限規程等に基づき、取締役社長及び取締役の業務執行を行わせる。また、それらの規程は法令の改廃・職務執行の効率化の必要がある場合は見直す。
- イ. 取締役会は合理的な経営方針を策定し、全社的な重要事項について検討する常務会等の有効活用や各部門間の連携確保のための制度の整備・運用、また取締役に對する必要かつ効果的な研修の実施等を行う。
- ⑤ 当社及びそのグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ア. 子会社の主体的な経営意思を尊重しつつ、関係会社管理規程に基づき重要事項等についての報告を受けることや子会社へ取締役または監査役を派遣することにより、子会社の取締役の職務執行を監督する。
- イ. 連結経営に對したグループ全体の監視・監査を実効的かつ適正に行えるよう、監査室と監査役、子会社の監査役及び会計監査人との緊密な連携等の充実を図る。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人（以下、「補助使用人」といいます。）を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 当社は、補助使用人を置くこととし、補助使用人の任命、異動等人事に係る事項の決定には監査役の事前の同意を得る。
- ⑦ 補助使用人の取締役からの独立性と指示の実行性の確保に関する体制
- 監査役より監査業務に必要な命令を受けた補助使用人は、その命令に関して、取締役等の指揮命令を受けない。
- ⑧ 当社及びグループ会社の取締役並びに使用人が、当社の監査役会に報告するための体制と報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ア. 当社は、コンプライアンス違反行為等の早期発見と是正を図るため、企業倫理ヘルプライン窓口を整備し、運用する。
- イ. 当社は、監査役または企業倫理ヘルプライン窓口に報告した者に対して、当該報告をしたことを理由に、不利益な取り扱いを行わない。
- ⑨ 監査役の職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- ア. 当社は、監査役の職務執行上必要な費用を確保するため、毎年度ごとに一定額の予算を設ける。
- イ. 当社は、監査役が職務執行について生じる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務執行に必要でないものと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 取締役及び使用人は、監査役に対して、法令に違反する事実、会社に著しい

損害を与えるおそれのある事実を発見したときには当該事実に関する事項を速やかに報告する。

(2) 業務の適正を確保するために必要な体制の整備運用状況

① 財務報告の適正性と信頼性を確保するための体制

財務報告に係る内部統制に対応するため、業務プロセスにおける適正性を確保した体制を整備し、運用しております。

② その他業務の適正を確保するために必要な体制

経営及び業務執行の健全かつ適切な運営の強化のため、「大井電気行動規範」を策定するとともに、教育・研修を定期的実施することで、コンプライアンス意識の周知徹底を図っております。併せて、コンプライアンス違反行為等の早期発見と是正を図るため企業倫理ヘルプライン窓口を整備し、運用しております。

リスク管理につきましては、効果的・効率的に進めるためリスク種別毎の責任部署による対応を基本とする体制をとっておりますが、その対応状況については、常務会・取締役会等でフォローを行っております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

① 当社は、中長期的な企業価値の向上を基本目標としつつ、利益配分については、当期の業績及び今後の業績動向、将来への成長投資、財務体質の強化を総合的に勘案し、中長期的な株主利益の向上を図ることを基本方針といたします。

② 内部留保資金につきましては、将来の事業展開や今後の急速な技術革新に備え、新製品・新技術の研究開発投資並びに設備投資等に充当することにより、業績の向上に努め、体質の強化を図ってまいります。

③ 当事業年度の期末配当につきましては、1株につき5円（年間配当5円）とさせていただきます。

6. 株式会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容の概要

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なう虞のあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えています。

(2) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成28年6月28日開催の第92期定時株主総会において、株主の皆様にご承認いただき「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、「本プラン」といいます。）を導入いたしました。

本プランは、以下のとおり、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者（以下、「買付者等」）が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない買付者等に対して、警告を行うものです。

また、本プランでは、対抗措置の発動等にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除し、取締役会の判断及び対応の客観性、合理性を確保するための機関として独立委員会を設置し、発動の是非について当社取締役会への勧告を行う仕組みとしています。

本プランで定める買付ルール（以下、「本ルール」といいます。）は以下のとおりであります。

- ① 当社取締役会は、買付者等に対して、大規模買付け等の実行に先立ち、当該買付者等が大規模買付け等に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面の提出を求めます。
- ② 当社取締役会は、買付者等に対して、大規模買付け等に対する株主及び投資家

の皆様のご判断並びに当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報の提供を求めます。

- ③ 当社取締役会は、買付者等による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間を設定し、速やかに開示いたします。
 - ④ 独立委員会は、取締役会評価期間内に、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案と並行して、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものとします。
 - ⑤ 当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、当該勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から、速やかに新株予約権発行等の対抗措置の発動または不発動の決議を行うものとします。
- (3) 具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社取締役会は、本ルール設計にあたり、以下の原則を充足することを確認することにより、本ルールが前記基本方針に従い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させる目的に資するものであるとともに、当社従業員の地位の維持を目的とするものではないものと考えております。

① 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則

本プランは、当社株式等に対する大規模買付け等がなされる際に、当該大規模買付け等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

② 事前開示・株主意思の原則

本プランは、平成28年6月28日開催の第92期定時株主総会において株主の承認を得たうえで導入しております。今後の当社株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更または廃止されることとなります。従いまして、本プランの導入及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっています。

③ 必要性・相当性確保の原則

ア. 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示の徹底

当社は、本プランに基づく大規模買付け等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として独立委員会を設置し、当社取締役会は、対抗措置の発動または不発動の決議に際して独立委員会の勧告を最大限尊重いたします。

また、当社は、独立委員会の判断の概要について株主及び投資家の皆様へ情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

イ. 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

ウ. デッドハンド型若しくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされており。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社の取締役の任期は1年であり、期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

(注) 本事業報告中に記載の金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	13,774,841	流 動 負 債	5,561,595
現金及び預金	3,871,509	支払手形及び買掛金	1,972,687
受取手形及び売掛金	6,176,409	電子記録債務	96,020
電子記録債権	370,585	短期借入金	450,000
商品及び製品	328,211	未払金	1,161,141
仕掛品	2,134,209	未払法人税等	68,880
原材料及び貯蔵品	156,205	未払消費税等	146,659
繰延税金資産	472,682	賞与引当金	742,335
その他	271,583	役員賞与引当金	7,000
貸倒引当金	△6,555	工事損失引当金	121,000
固 定 資 産	5,494,431	独占禁止法関連損失引当金	201,211
有 形 固 定 資 産	2,860,390	その他	594,658
建物及び構築物	769,995	固 定 負 債	3,712,691
機械装置及び運搬具	165,233	役員退職慰労引当金	118,170
工具器具及び備品	332,530	退職給付に係る負債	3,508,223
土地	1,577,371	資産除去債務	85,613
建設仮勘定	15,258	その他	683
無 形 固 定 資 産	460,245	負 債 合 計	9,274,286
ソフトウェア	331,731	純 資 産 の 部	
その他	128,514	株 主 資 本	9,166,704
投資その他の資産	2,173,796	資本金	2,708,389
投資有価証券	627,556	資本剰余金	1,401,317
長期貸付金	560	利益剰余金	5,628,717
繰延税金資産	1,226,741	自己株式	△571,720
その他	319,795	その他の包括利益累計額	△52,413
貸倒引当金	△856	その他有価証券評価差額金	208,285
		退職給付に係る調整累計額	△260,698
		非支配株主持分	880,695
		純 資 産 合 計	9,994,986
資 産 合 計	19,269,273	負債及び純資産合計	19,269,273

連結損益計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		23,830,534
売上原価		19,276,838
売上総利益		4,553,696
販売費及び一般管理費		4,493,469
営業利益		60,227
営業外収益		
受取利息及び配当金	16,768	
雑収益	107,483	124,252
営業外費用		
支払利息	2,547	
雑損失	19,838	22,386
経常利益		162,093
特別利益		
受取補償金	13,662	13,662
特別損失		
独占禁止法関連損失引当金繰入額	162,867	162,867
税金等調整前当期純利益		12,887
法人税、住民税及び事業税	58,862	
法人税等調整額	△126,620	△67,757
当期純利益		80,645
非支配株主に帰属する当期純利益		196,707
親会社株主に帰属する当期純損失(△)		△116,062

連結株主資本等変動計算書

（平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで）

（単位：千円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当期首残高	2,708,389	1,447,910	5,873,318	△571,249	9,458,368
当期変動額					
剰余金の配当			△128,538		△128,538
親会社株主に帰属する当期純損失(△)			△116,062		△116,062
自己株式の取得				△470	△470
連結子会社株式の 売却による持分の増減		△46,592			△46,592
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計		△46,592	△244,600	△470	△291,664
当期末残高	2,708,389	1,401,317	5,628,717	△571,720	9,166,704

（単位：千円）

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	177,824	△339,895	△162,071	512,878	9,809,175
当期変動額					
剰余金の配当					△128,538
親会社株主に帰属する当期純損失(△)					△116,062
自己株式の取得					△470
連結子会社株式の 売却による持分の増減					△46,592
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	30,460	79,197	109,658	367,817	477,475
当期変動額合計	30,460	79,197	109,658	367,817	185,811
当期末残高	208,285	△260,698	△52,413	880,695	9,994,986

独立監査人の監査報告書

平成30年5月18日

大井電気株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 鹿島 寿郎 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 須山 誠一郎 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、大井電気株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大井電気株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	9,239,539	流動負債	3,093,984
現金及び預金	2,473,226	電子記録債権	96,020
受取手形	42,690	買掛金	1,735,679
電子記録債権	357,549	未払金	167,372
売掛金	3,139,130	未払費用	308,395
製品	55,662	未払法人税等	54,578
半製品	246,591	前受金	7,758
材料	109,126	預り金	50,242
仕掛品	2,055,835	賞与引当金	351,185
貯蔵品	16,749	工事損失引当金	121,000
短期貸付金	300,000	独占禁止法関連損失引当金	201,211
前払費用	10,805	その他	540
未収入金	3,258	固定負債	2,650,886
未収消費税等	105,255	退職給付引当金	2,490,318
繰延税金資産	35,538	役員退職慰労引当金	74,954
その他の他	285,808	資産除去債務	85,613
貸倒引当金	3,285	負債合計	5,744,870
	△975	純資産の部	
固定資産	3,677,265	株主資本	7,030,262
有形固定資産	1,745,074	資本金	2,708,389
建築物	591,726	資本剰余金	1,442,759
構築物	9,190	資本準備金	1,442,759
機械装置	164,790	利益剰余金	3,450,833
車両運搬具	442	利益準備金	677,097
工具器具備品	320,321	その他利益剰余金	2,773,735
土地	643,343	繰越利益剰余金	2,773,735
建設仮勘定	15,258	自己株式	△571,720
無形固定資産	283,552	評価・換算差額等	141,672
ソフトウェア	268,299	その他有価証券評価差額金	141,672
その他の他	15,252		
投資その他の資産	1,648,638	純資産合計	7,171,934
投資有価証券	368,383		
関係会社株式	168,025		
長期前払費用	45,268		
繰延税金資産	1,022,229		
その他の他	44,731		
資産合計	12,916,805	負債及び純資産合計	12,916,805

損 益 計 算 書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		12,942,971
売 上 原 価		9,806,319
売 上 総 利 益		3,136,651
販売費及び一般管理費		3,514,739
営業損失(△)		△378,087
営業外収益		
受取利息及び配当金	20,842	
雑 収 益	106,579	127,421
営業外費用		
支 払 利 息	0	
雑 損 失	7,924	7,924
経常損失(△)		△258,590
特別利益		
関係会社株式売却益	108,914	108,914
特別損失		
独占禁止法関連損失引当金繰入額	162,867	162,867
税引前当期純損失(△)		△312,544
法人税、住民税及び事業税	19,059	
法人税等調整額	273	19,333
当期純損失(△)		△331,877

株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益剰 余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計		
当期首残高	2,708,389	1,442,759	1,442,759	677,097	3,234,152	3,911,249	△571,249	7,491,148
当期変動額								
剰余金の配当					△128,538	△128,538		△128,538
当期純損失(△)					△331,877	△331,877		△331,877
自己株式の取得							△470	△470
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計					△460,416	△460,416	△470	△460,886
当期末残高	2,708,389	1,442,759	1,442,759	677,097	2,773,735	3,450,833	△571,720	7,030,262

(単位：千円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	119,003	119,003	7,610,152
当期変動額			
剰余金の配当			△128,538
当期純損失(△)			△331,877
自己株式の取得			△470
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	22,669	22,669	22,669
当期変動額合計	22,669	22,669	△438,217
当期末残高	141,672	141,672	7,171,934

独立監査人の監査報告書

平成30年5月18日

大井電気株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鹿島 寿郎 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 須山 誠一郎 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、大井電気株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第94期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第94期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、当期の監査の方針にコンプライアンスを重点監査項目等を定めた監査計画を作成し、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、監査役間で意見交換を行うほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、重点監査項目等を定めた監査計画に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

一 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

二 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役会その他重要な会議、部門往査等を通じ、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

三 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

四 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月24日

大井電気株式会社監査役会

常勤監査役 佐々木 正 光 (印)

常勤監査役（社外監査役） 佐藤 徹 (印)

監 査 役（社外監査役） 若 林 茂 雄 (印)

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 株式併合の件

1. 株式の併合を行う理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、上場する国内会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、平成30年5月11日開催の取締役会において、当社の単元株式数を現在の1,000株から100株に変更することを決議いたしました。

これに伴い、単元株式数の変更後も、当社株式の売買単位あたりの価格の水準を維持し、また各株主様の議決権の数に変更が生じることがないように、当社株式について10株を1株にする併合を行うとともに、発行可能株式総数についても、当該株式の併合の割合で現行の5,480万株から548万株に変更するものであります。

なお、上記の単元株式数の変更は、本議案が承認可決されることを条件として、平成30年10月1日をもって、その効力を生ずるものとしております。

2. 併合の割合

当社の普通株式について、10株を1株に併合いたします。

なお、株式の併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに従い、当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。

3. 効力発生日

平成30年10月1日

4. 効力発生日における発行可能株式総数

548万株

なお、株式の併合を行うことにより、会社法の定めに基づき、その効力発生日に、発行可能株式総数に係る定款変更をしたものとみなされます。

【ご参考】

本議案が承認された場合には、平成30年10月1日をもって、当社定款の一部が次のとおり変更されることとなります。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は <u>5,480</u> 万株とする。	(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は <u>548</u> 万株とする。
(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は <u>1,000</u> 株とする。	(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は <u>100</u> 株とする。
(新設)	附則 <u>第5条及び第7条の変更は、平成30年10月1日をもって効力が発生するものとし、同日の経過をもって本附則を削除する。</u>

第2号議案 取締役7名選任の件

本總會終結のときをもって取締役全員が任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	いし だ こう 石 田 甲 (昭和38年6月18日生)	昭和62年4月 (株)三和銀行入行 平成9年7月 当社入社 平成11年6月 当社取締役経営管理本部長付 平成15年4月 当社取締役第1事業部大阪支社長 平成16年5月 当社取締役事業部大阪支社長 平成19年7月 当社取締役第三営業本部長 平成24年4月 当社取締役管理統轄副統轄兼経営管理第二本部長 平成25年6月 当社常務取締役 平成26年4月 当社取締役社長(現任)	412,000株
2	た なか しげ ひろ 田 中 繁 寛 (昭和29年11月23日生)	昭和54年4月 当社入社 平成11年6月 当社経営管理本部総務部長 平成21年6月 当社取締役経営管理本部長兼同本部総務部長 平成26年4月 当社取締役管理統括兼経営管理本部長兼同本部総務部長 平成27年4月 当社取締役管理統括兼経営管理本部長 平成29年4月 当社取締役管理統括 平成29年6月 当社常務取締役管理統括(現任)	21,000株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	なが せ よし あき 長 瀬 平 明 (昭和30年12月3日生)	昭和54年4月 日本国有鉄道入社 昭和62年4月 三菱電機(株)入社 平成15年10月 同社コミュニケーション・ネットワーク製作所企業・官公通信システム第一部長 平成21年4月 同社通信システムエンジニアリングセンター長 平成21年6月 当社取締役 平成25年1月 当社取締役技術・生産統轄副統轄 平成25年6月 当社取締役技術・生産統轄兼研究部長 平成28年4月 当社取締役技術・生産統括 平成29年6月 当社常務取締役技術・生産統括(現任)	5,000株
4	わた なべ やす ゆき 渡 邊 恭 行 (昭和30年9月13日生)	昭和55年4月 東京電力(株)入社 平成15年2月 同社本店電子通信部IPプラットフォーム技術グループマネージャー 平成19年8月 同社本店情報通信事業部技術開発グループマネージャー兼電子通信部 平成25年4月 当社営業統轄第一営業本部長 平成25年6月 当社取締役営業統轄副統轄兼第一営業本部長 平成27年4月 当社取締役営業統括兼第一営業本部長 平成29年6月 当社常務取締役営業統括(現任)	5,000株
5	ち ば とし ゆき 千 葉 敏 幸 (昭和40年3月29日生)	昭和60年4月 大井電子(株)入社 平成16年5月 当社生産本部技術1部第2グループマネージャー 平成20年4月 当社水沢製作所NW・監視制御技術部長 平成22年4月 当社水沢製作所副所長 平成24年4月 当社水沢製作所長 平成27年4月 当社SE本部長 平成27年6月 当社取締役SE本部長(現任)	2,000株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
6	かとう いちお 加藤 一夫 (昭和32年2月21日生)	昭和50年4月大井電子(株)入社 平成13年4月当社第3事業部技術2部 次長 平成20年4月当社S Eセンター通信伝 送システム部長 平成24年4月当社研究部長 平成24年10月当社水沢製作所副所長兼 研究部長 平成28年4月当社仙台研究開発センタ ー長 平成28年6月当社取締役仙台研究開発 センター長(現任)	3,000株
7	はせがわ ひろかず 長谷川 博和 (昭和36年1月25日生)	昭和59年4月(株)野村総合研究所企業調 査部主任研究員 平成5年6月(株)ジャフコ投資調査部課 長(出向) 平成8年6月グローバルベンチャーキャ ピタル(株)代表取締役社 長 平成19年6月同社会長 平成24年9月早稲田大学大学院経営管 理研究科教授(現任) 平成28年6月当社取締役(現任)	19,000株

- (注) 1. 上記各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 長谷川博和氏は、社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者の選任理由
長谷川博和氏は、専門分野で培ってきた豊富な経験・見識を当社の経営に反映
いただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
4. 長谷川博和氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満
たしており、就任された場合には独立役員として届け出る予定であります。
5. 長谷川博和氏は、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)」
に規定する独立委員会委員であります。
6. 社外役員に就任してからの年数について
長谷川博和氏は、現に当社の社外取締役であり、在任期間は本総会終結の時を
もって2年になります。
7. 当社は、長谷川博和氏との間で会社法第423条第1項に定める損害賠償責任に
つき、法令が定める額を限度額とする責任限定契約を締結しており、本総会に
おいて同氏が再任された場合には、本契約を継続する予定であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

本総会終結のときをもって監査役若林茂雄氏が辞任となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数
<p style="text-align: center;">もとむら たけし 本村 健 (昭和45年8月22日生)</p>	<p>平成9年4月 岩田合同法律事務所山根室入所 平成15年6月 University of Washington School of Law (LL.M.) 平成15年10月 Steptoe & Johnson LLPワシントン・オフィス勤務 平成19年6月 学校法人大妻学院 大妻女子大学・監事 平成27年4月 最高裁判所司法研修所教官(民事弁護) 平成28年6月 株式会社データ・アプリケーション 社外取締役監査等委員(現任) 平成29年12月 アルテリア・ネットワークス株式会社監査役(現任)</p>	<p style="text-align: center;">1,000株</p>

- (注) 1. 上記候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 本村健氏は社外監査役候補者であります。
3. 社外監査役候補者の選任理由
本村健氏は、弁護士としての専門知識と他の企業での取締役及び監査役として培ってきた豊富な経験・見識を当社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。
4. 当社は、本村健氏が所属している岩田合同法律事務所山根室との間で顧問契約を締結しております。
5. 本議案が承認された場合、本村健氏との間において、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

第4号議案 補欠監査役3名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

補欠監査役候補者は次のとおりであり、津久井則之氏は監査役佐々木正光氏の補欠者、三浦繁樹氏は社外監査役候補者本村健氏の補欠者、布施雅弘氏は社外監査役佐藤徹氏の補欠者であります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	津久井 則之 (昭和22年2月10日生)	昭和45年4月 当社入社 平成13年6月 当社取締役事業管理部長 平成15年6月 当社常務取締役販売統括 平成21年5月 オオイテクノ(株)代表取締役社長 平成23年6月 同社相談役 平成24年6月 当社常勤監査役	18,000株
2	三浦 繁樹 (昭和46年6月24日生)	平成11年4月 弁護士登録(第一東京弁護士会) 児玉・齋藤法律事務所入所 平成15年3月 半蔵門総合法律事務所パートナー(現任) 平成26年4月 第一東京弁護士会常議員会副議長 平成27年4月 最高裁判所司法研修所教官	0株
3	布施 雅弘 (昭和32年9月4日生)	昭和56年4月 東洋信託銀行(株)入行 平成7年12月 同行不動産部総務課長 平成17年10月 三菱UFJ信託銀行(株)不動産企画部長 平成19年6月 同行監査部長 平成26年8月 菱永鑑定調査(株)取締役社長(現任)	0株

- (注) 1. 上記各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 三浦繁樹氏及び布施雅弘氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
 3. 補欠の社外監査役候補者の選任理由
 (1) 三浦繁樹氏は、弁護士としての専門分野での豊富な経験・見識を当社の監査に反映いただくため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。
 (2) 布施雅弘氏は、金融機関における豊富な経験・見識を当社の監査に反映いただくため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。
 4. 三浦繁樹氏は「当社株式の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)」に規定する独立委員会委員であります。

第5号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は平成25年6月27日開催の第89期定時株主総会において、年額1億2千万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人給分与及び賞与を含みません。）とご承認いただいておりますが、今般、取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に当社の企業価値及び株主価値の中長期的かつ持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、当社の対象取締役に対し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づき当社の取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額36百万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役は7名（内社外取締役1名）ですが、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は7名（内社外取締役1名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年65千株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割＜当社の普通株式の無償割当てを含みます。＞または株式併合等が行われた場合、その他譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）とし、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利としない範囲において取締役会にて決定します。また、これによる当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとします。

- (1) 対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について、本割当株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任または退職する日までの期間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」といいます。）。
- (2) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、当社の取締役会が定める期間（以下「役務提供期間」という。）中、継続して上記(1)に定める地

- 位にあったことを条件として、上記(1)で定める地位を退任または退職した時点をもって、本割当株式の全部について譲渡制限を解除する。
- (3) 対象取締役が、役務提供期間が満了する前に上記(1)に定める地位を退任または退職した場合の取扱いは以下のとおりとする。
- i 当社の取締役会が正当と認める理由によらずに退任または退職した場合は、当社は本割当株式を当然に無償で取得する。
 - ii 当社の取締役会が正当と認める理由により退任または退職した場合は、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- (4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)のiiの定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (5) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- (6) 上記(5)に規定する場合においては、当社は、上記(5)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (7) 本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約改定の方法、その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

第6号議案 監査役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の監査役の報酬等の額は平成25年6月27日開催の第89期定時株主総会において、年額3千6百万円以内とご承認いただいておりますが、今般、監査役（非常勤の監査役を除きます。以下「対象監査役」といいます。）と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、当社の対象監査役に対し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づき当社の対象監査役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額720万円以内といたします。また、各対象監査役への具体的な配分については、監査役の協議によって決定することといたします。

なお、現在の監査役は3名（うち非常勤の監査役1名）ですが、第3号議案が原案どおり承認可決されますと、監査役は3名（うち非常勤の監査役1名）となります。

また、対象監査役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案及び監査役の協議により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年8千株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割<当社の普通株式の無償割当てを含みます。>または株式併合等が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）とし、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象監査役に特に有利とされない範囲において取締役会にて決定します。

また、これによる当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象監査役との間で、「第5号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件」に記載の譲渡制限付株式割当契約に準じた内容の譲渡制限付株式割当契約を締結するものとします。

第7号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

当社は、本年5月11日開催の当社取締役会において、役員報酬制度の見直しの一環として、株主の皆様との価値の共有、株主重視の経営意識をより一層高めるため、第5号議案及び第6号議案の譲渡制限付株式報酬制度の導入と併せ、本総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止することといたしました。

これに伴い、第2号議案、第5号議案及び第6号議案のご承認が得られますことを条件として、再任となります取締役（社外取締役を除く）6名、及び監査役（非常勤監査役を除く）2名に対し、本総会終結の間までの労に報いる為、それぞれ就任時から本総会終結の時までの在任期間を対象とし、当社の定める一定の基準に従い、相当額の範囲内において役員退職慰労金を打切り支給することといたしたいと存じます。

なお、支給の時期につきましては各氏の退任時といたしたく、具体的金額、支給の方法等は取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議に、それぞれご一任いただきたいと存じます。

役員退職慰労金制度廃止に伴う、打切り支給の対象となる取締役及び監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
いしだ こう 石田 甲	平成11年 取締役就任 平成25年 常務取締役就任 平成26年 取締役社長就任（現在）
たなか しげひろ 田中 繁寛	平成21年 取締役就任 平成29年 常務取締役就任（現在）
ながせ よしあき 長瀬 平明	平成21年 取締役就任（社外） 平成25年 取締役就任 平成29年 常務取締役就任（現在）
わたなべ やすゆき 渡邊 恭行	平成25年 取締役就任 平成29年 常務取締役就任（現在）
ちば としゆき 千葉 敏幸	平成27年 取締役就任（現在）
かとう いち お 加藤 一夫	平成28年 取締役就任（現在）
ささき まさみつ 佐々木 正光	平成29年 常勤監査役就任（現在）
さとう とおる 佐藤 徹	平成25年 常勤監査役就任（現在）

以 上

株主総会会場ご案内図



●当日、当社役員及び係員はクールビズにて対応させていただきますので、株主の皆様におかれましても、軽装にてご出席下さいますようお願い申し上げます。